

権利関係

意思表示 3 (詐欺・強迫)

重要度

High!!!

1. 詐欺

(1) 詐欺による意思表示

<事案>

「詐欺」とは「だます」ことです。詐欺による意思表示は、取り消すことができます。取り消された契約は、初めからなかったものとなります。

(2) 取消し前の第三者(詐欺)

<事案>

詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができません。

(3) 第三者による詐欺

<事案>

相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができます。

2. 強迫

(1)強迫による意思表示

<事案>

「強迫」とは「おどす」ことです。強迫による意思表示は取り消すことができます。取り消された契約は、初めからなかったものとなります。

(2)取消し前の第三者(強迫)

<事案>

強迫による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者にも対抗することができます。

※ この点、「詐欺」と「強迫」の規定は異なります

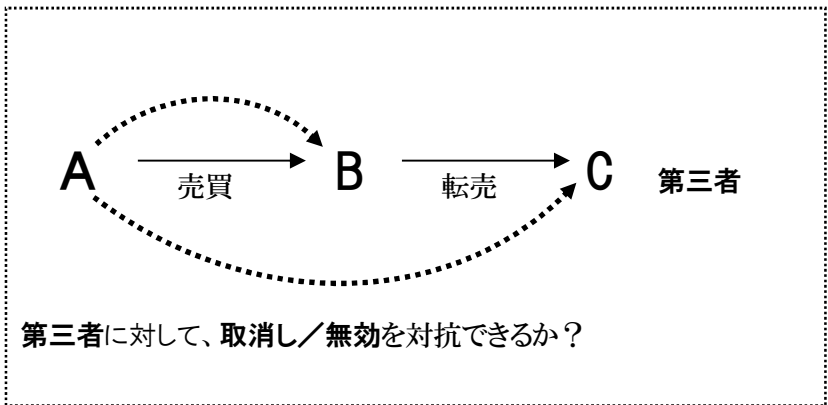
(3)第三者の強迫

<事案>

相手方に対する意思表示について第三者が強迫を行った場合においては、相手方がその事実について善意無過失であっても、その意思表示を取り消すことができます。

※ この点、「詐欺」と「強迫」の規定は異なります

3. 意思表示のまとめ(第三者との関係)



	当事者間の効力	第三者との関係 (○…対抗できる ×…対抗できない)
詐欺	取消し	×善意無過失の第三者に 対抗できない
強迫	取消し	○善意無過失の第三者にも対抗できる
虚偽表示	無効	×善意の第三者に対抗できない
錯誤	取消し	×善意無過失の第三者に 対抗できない
心裡留保	原則:有効 例外:相手方が悪意、又は 善意有過失なら無効	×善意の第三者に対抗できない
公序良俗違反	無効	○善意の第三者にも対抗できる
制限行為能力	取消し	○善意の第三者にも対抗できる
債務不履行	解除	×登記を備えた第三者には 対抗できない

4. 取消権の期間の制限

取消権は、追認をすることができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅します。行為の時から20年を経過したときも、同様です。